

第百四回国会 法務委員会 議 録 第 九 号

昭和六十一年四月二十二日(火曜日)

午前九時五十分開議

出席委員

委員長 福家 俊一君

理事 稻葉 修君

理事 太田 誠一君

理事 松浦 利尚君

理事 井出一太郎君

理事 衛藤征士郎君

理事 高村 正彦君

理事 丹羽 兵助君

理事 山崎武三郎君

理事 山口 鶴男君

理事 中村 巖君

理事 安倍 基雄君

理事 中川利三郎君

出席政府委員

法務大臣 鈴木 省吾君

経済企画庁調整局長 赤羽 隆夫君

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房司 井嶋 一夫君

法務大臣官房司 井嶋 一夫君

法務省入国管理局長 小林 俊二君

委員外の出席者

法務大臣官房司 但木 敬一君

法務大臣官房司 但木 敬一君

最高裁判所事務総局総務局長 山口 繁君

法務委員会調査室長 末永 秀夫君

委員の異動

四月二十二日

第一類第三号

法務委員会議録第九号

昭和六十一年四月二十二日

第一類第三号

法務委員会議録第九号

昭和六十一年四月二十二日

辞任 塩崎 潤君

補欠選任 近藤 元次君

玉置 和郎君

白井日出男君

林 百郎君

中川利三郎君

同日

補欠選任 玉置 和郎君

塩崎 潤君

白井日出男君

近藤 元次君

中川利三郎君

本日

の会議に付した案件

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法案(内閣提出第八号)

○福家委員長

これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所山口総務局長から出席説明の

要求がありますので、これを承認するに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福家委員長

御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○福家委員長

内閣提出、外国弁護士による法律

事務の取扱いに関する特別措置法案を議題といた

します。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。岡本富夫君。

○岡本委員

せんだつての質問に對しましてまだ

ちよつと確かめなければいかぬところがございま

すのでお聞きいたしますが、その前に、法務大臣、

けさは靖国神社へお行きになりましたか。

○鈴木国務大臣

行つてまいりません。

○岡本委員

きょうは、中曾根さんの姿は見えな

かつたけれども、朝から随分公式参拝といいま

すか、これは次の機会にやりたいと思つてい

ますが、もしも法務大臣がお行きになつてい

るちよつと問題だと思つたからお聞きしたので

す。

これから本論に入りますけれども、本法案で

は、外国法事務弁護士の資格の承認に對しまし

て日弁連の意見を聴かなければならない、こうい

うにこの法律にあるわけです。法務省として

は、日弁連の意見を尊重するという姿勢を堅持し

ていく方針に変わりはありませんか、これをひと

つ確かめておきたいと思つています。

○井嶋政府委員

法務大臣が資格を承認する場合

あるいは特定外国の法に關して指定を行う場合、

いずれも個別の審査に際しましては日弁連の意見

を聴くということになつておるわけでございます

が、もちろんこの意見を聴くということは日弁連

の意見を十分尊重するという趣旨でござい

ますので、御指摘のとおりでございます。

○岡本委員

法律になぜ日弁連の意見を尊重する

というように入れなかつたか、この点についてひ

とつと聞きしておきたい。

○井嶋政府委員

日弁連との検討会その他の場面

におきましてこの点につきましては十分協議を尽

くしまして、実質的には意見を聴くという意味は

尊重する意味であるということも十分説明しま

してございまして、日弁連が定めま

した制度要綱におきましてもやはり意見を聴くも

のとすというふうな定められておりまして、検

討会で私どもが説明いたしました趣旨を十分理解

して、制度要綱自体におきましても尊重するとい

う文言は入つていないわけでございます。十分そ

の点については両者に理解があるという前提でこ

ういう書き方になつておるわけでございます。

なお、削除されました旧七条の規定におきま

しても、当時最高裁判所が外国弁護士資格者に對し

て一定の業務を承認いたしましたけれども、その

際にも日弁連の意見を聴くという条文になつてお

りまして、今回もその条文の形式を踏襲したとい

うわけでございます。しかし趣旨は先ほど申しま

したとおりでございます。

○岡本委員

それでは次に、共同経営の禁止の条

項がありますけれども、共同経営と事務所の共同

使用の区別を明確にする必要があると思つてい

ます。例えば事務所経費の分担あるいはまた収益の

分配、これについては非常に中身の調査が難しい

ようでありまして、これについてどうい

うな考えを持つていらつしやるのか、またどう

いうようにするののか、四十九条の二項について

の詳しい御説明をいただきたい。

○井嶋政府委員

四十九条二項におきましてこの禁

止の類型は、精密に申し上げますと二つに分か

れるわけでございます。「組合契約その他の契約に

より、特定の弁護士と法律事務所を行うことを目

的とする共同の事業」を営むというのが一つの類型

と、その他の契約によつて「特定の弁護士が

法律事務所を行つて得る報酬その他の収益の分配を

受けてはならない」という一つの類型、この二つ

の類型に分かれるわけでございます。いずれの類

型も、日本法に關する取り扱いを禁止されてお

ります。外国法事務弁護士に我が国の弁護士と組合契

約方式による共同経営を認めますと、外国法事務

弁護士の収益が弁護士の収益に依存するといふよ

うなこととなります結果、外国法事務弁護士が収

益の増大を図るために弁護士の日本法の処理に介

入するおそれがあるといふことからこれを禁止し

ようとするのがこの法意でございます。

しかし、今御指摘ございましたように、外国法

事務弁護士と弁護士がそれぞれ独立して適正な事

務を行つていくことが必要でございます。

一

事務所経費を分担した形で一つの事務所を共同して使用するというような形態は、これはむしろ認めた方が適正な協力態勢が築けますし、それによって国際的な法律事務の適正な処理に資することになるだろうということから、こういった適正な経費の配分によってそれぞれ独立した当事者が一つの事務所を共同して使用する形態、これはむしろ認めた方がよいというふうに出てくるわけですが、御指摘のように、例えば今の事務所の共同使用の形態でありまして、経費の分担といいますが、これは別でございまして、

これも二面の問題がございまして、例えば日本の弁護士が外国法事務弁護士よりも事務所経費を過剰な負担割合によって負担するような場合には、特定負担割合を共同使用する場合には、これは四十九条二項の後段に書いてございまして、特定の弁護士の得る報酬その他の収益の分配を受けたことになるという形で、実質的にはこの禁止に触れることになるというふうになります。

他方、これは逆に、外国法事務弁護士がこの事務所経費を日本の弁護士よりも過剰な負担割合によって負担するということになる場合には、一つの事務所を共同使用する場合は、そのこと自体は条文中禁止されたように見えないわけですが、結局外国法事務弁護士が過剰な負担をするという合意の背景に、その見返りとしてやはり何か弁護士から収益の配分を受けるという合意が存するのが通例であろうと考えられるわけですが、そのような場合には四十九条二項後段の脱法手段ということに当たるのだろうというふうにも考えるわけがございまして、

また、外国法事務弁護士が事務所の経費を全部負担するということになりまして、これは実質的には日本の弁護士を雇用して日本の弁護士の業務を支配しているような形で共同使用が行

われるというような実質と同視し得る場合が考えられますから、こういった場合は、今度は逆に四十九条一項の雇用禁止の脱法手段というふうなことでこれも禁止されることになるだろうというふうに出てくるわけですが、

したがって、御指摘のように適正でない経費負担によって、つまり、どちらかが非常に利益を得るような形で共同使用を行うということになりますと、形は共同使用ということとそれぞれ独立した者同士が一つの事務所を使うという形態であっても、実質的に見てこの四十九条一項あるいは二項に当たる、同じ結果を招来するというような形であれば、これは脱法手段であるということに禁止するということになるわけがございまして、

いづれにいたしましても、こういった事務所の経営形態と申しますか業務のやり方につきましては指導監督は、本制度上は日弁連が行うことになっております。したがって、日弁連の指導監督によってこれを規制していくということになるわけがございまして、実質的には必ずこういったものには日本の弁護士が関与するということになるわけがございまして、比較的に容易にそういう実態の規制を行えるのではないかとこのように考えておるわけがございまして、

○岡本委員 今お話がありましたように、外国法事務弁護士の懲戒といいますが、これに対するいろいろな規制、これがなかなか私がこの間も言いましたように、東京に一方所しかないところの日弁連で全部その調査ができるかどうか。この間、濱田参考人の意見では、外国の弁護士というのは大体チームを組んでやっておるんだといううなお話がございましたから、東京に一方所であるところの日弁連では、この点について調査し、また懲戒するということとはなかなか難しからうと思うのですが、各単位会が実質的にこの懲戒手続に関与ができるかどうか、これをひとつお聞きしておきたい。

○井嶋政府委員 日弁連内の議論におきましても、あるいは私どものこの間の検討会におきましても、この点はいろいろ議論が出たところでござ

います。結論的には本制度上は懲戒権は日弁連に専属させるということになったわけがございまして、その議論の過程におきまして、今御指摘のように日弁連一本でそれだけの負担ができるのか、こういう議論も確かにございました。しかし他方、単位弁護士会によりましては、ほとんど外国

人である外国法事務弁護士の懲戒ということになりますと、言葉の問題でございまして、そういう意味ではいわゆる翻訳の問題も付随するわけがございまして、そういったような問題、その他懲戒手続、調査あるいは審査を進める上におきまして、日本の弁護士と比べて手続が非常に煩雑であり、難しいというような問題、さらには、単位会が懲戒権を持つことになりまして、本制度で審査の公平性を担保するために外部委員を政府職員を含めて入れるというような公正担保のシステムをつくっておりますけれども、そういったものをそれぞれ単位会につくるというのなかなか過重ではないかという議論がございまして、むしろ単位会によつては、調査をしたい単位会は調査ができる、調査をするのをしないで直接日弁連に懲戒の審査をさせた方がよいと考える単位会はその道もとれるというふうな、いわゆる折衷と申しますか、そういったような形で解決するのが一番いいだろうというのが結論的な会内の議論でございまして、本制度では日弁連に懲戒権は専属させましたけれども、単位会でもやろうと思えば調査をし、そして懲戒の必要があると思えば懲戒請求を日弁連にやるというシステムをつくることにいたしました。単位会がどちらの道を選ぶかというところが選択できることになったわけがござい

ます。

○岡本委員 この点はつきりしておきませんと、大体認定は日弁連の意見も尊重するけれども、法務省でどんな外国法事務弁護士を認定していく、あとの懲戒は、処罰する方は日弁連でやるということですから、はつきりした規則をきっちりつくっておかないと、そこに訴訟が起こつたり将来

トラブルが起こるんではないか、これがまた国際的に問題になってくるんではないか、こういうふうに出てくるのでお聞きしたわけがござい

ます。そこで、この法案は二年以内に政令でいうことで、この間もちょっとお聞きしたのですけれども、それについて日弁連や単位会で会則を制定することが必要であると思うのです。この間も日弁連の御意見では一年程度でできるんじゃないか、こういったことでしたけれども、最後には、まだいろいろ詰めておりません、総会を開いたりいろいろしなければなりませんので、会則についてはこれから非常に苦慮するところだということな御意見があったように思うのですけれども、これについて相当の人数を要するのではないかと申すのですが、政府はどのようにお考えになっておるか、またその根拠についてひとつお聞きしてお

きます。

○井嶋政府委員 先般の日弁連の竹内参考人の意見あるいは質疑に対する答弁の中でも出てまいりましたのでございまして、これから日弁連はこの法案の施行の細則を定めます会則の制定作業を行うことになるとございまして、既に日弁連内に会則を策定するにございまして、既に日弁連内に会則案文等検討小委員会というものを設けてこの四月三日に第一回の会合を行ったという御説明がございました。日弁連におきましては、この施行の細則を定めることとなる会則につきましては、早急に対応を考案作成しなければならぬという考え方を持っておりますことは確かでございます。外国法事務弁護士に關します会則につきましても、この法案におきまして、「会則で定めるところにより」というような形で何らかの会則を定める義務を規定しておるわけがございまして、この会則は、現在の弁護士に対して定められております会則、あるいはいわゆる準会則、旧七条で資格が認められその後経過措置として活動が認められております外国弁護士資格者を準会則と申しますけれども、この準会則に対して定められ

ております。これは準則と申しますが、そういったような既に一種のモデルがございますので、そういったモデルを参考にしながらこの法案の目的、趣旨を具体化して会則を定めていくわけでございます。いわば新しい会則を書きおろしていくというふうなものではないと考えておるわけでございます。

そこで、前回の竹内参考人の御意見でも、会則そのものをつくるのはそんなに時間がかからないのだ、むしろ会内の手続と申しますか手順と申しますか、理事会だとか代議員会だとか総会といったような各機関の決定を経なければならぬという点に日時を要することになるのだ、こういう御説明だったと思いますが、私もまさにそのとおりだと思います。

どういふ手順、手続によりましてこの会則を制定されるかということ、これはすぐれて日弁連の自治に絡む問題でございます。現在の執行部がどういふ手順でやられるかということについては、まだ私どもと協議をしておるわけではございませんけれども、実態はそういうことでございます。竹内参考人が言われたように一年ぐらいいれば会則は制定できるのではないだろうかというふうな思っておりますし、また私どももこの国内準備が整いせんといふ法律の施行ができませんので、そういった意味で、できるだけ早く国内整備を図る意味で、会則制定はできるだけ速やかにやっていただきたいという希望を持っておるわけでございます。

なお、付言いたしますと、会則と同じようなレベルでこの法律の施行細則として私どもも省令をつくる義務がございますので、私どもも同じような意味で省令の作成作業に法案成立後直ちに取にかかるといふつもりでおるわけでございます。

○岡本委員 この法律は二年以内ということに政令委任するわけですから、その点がきちっと整わないことには大変だと思っておりますのでお聞きしたわけですが、日弁連も今度は執行部がかわりましたし、相当いろいろな批判もあるところもあります

から、ひとつよく話し合つて、これは立派に二年以内に仕上げていくというようにひとつ御努力をいただきたい。

(委員長退席、太田委員代理着席)

そこで、法務大臣の提案理由の説明の中で、国際的法律事務が増大している。確かに企業が外国からも来ますし、また日本からもどんどんこれから行くと思うのですけれども、そういうことで、本制度は政府と日弁連が協力して国際的な視野に立つて運用していくことが大切であると思うのですが、これについてひとつ御意見を承りたいと思います。

○井嶋政府委員 提案理由説明でも述べておりますように、今回つくります外国法律事務弁護士制度は、我が国の弁護士制度の問題であり、それとともに増大する国際的な法律事務の的確に対処する、その充実に資するという目的を掲げておるわけでございます。そういう意味では我が国の弁護士制度という観点からだけではやはり一方に偏するということになるかと思ひます。そういう意味で、広く国際的視野に立つて運用されるべきだといふ御指摘は、そのとおりであるというふうな考えております。

ただ、それは申しまして、この外国法律事務弁護士制度は、御案内のように日弁連の自治の中に外国法律事務弁護士を組み入れて、日弁連の指導監督のもとにこれを弁護士に準じて律するといった側面を持っておるわけでございます。そういう意味で、今後ともこの運用につきましても十分尊重するといふ姿勢で運用してまいりたいということが必要であると考えておりまして、今後ともそのような方針でまいりたいというふうな思っております。

○岡本委員 法務省としても、この間の参考人の東大の先生あるいはまた濱田参考人の話を聞いてみると、今までの日本弁護士連合会の閉鎖性といふようなことを随分攻撃をしておたようでありすけれども、それと国際的立場、この指導とい

いますのは非常に難しがると思うのです。したがって、この外国法律事務弁護士、これは弁護士制度の根幹また秩序、いろいろ運営については非常に難しがると思うのですけれども、その点はよく指導しまた誘導して、トラブルのないようにスムーズにいけるようにお願いをいたしたい、こう思います。

次に、法案の第一条に「外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資する」、こういうようにございますが、相互主義でありますから、この間からの指摘によりまして、アメリカとの問題ではニューヨーク州、ワシントンDC、ミシガン、カリフォルニア、ハワイ、こういうものが本法施行のために必須条件であるというように御答弁をいただいたわけでありまして、そのうちニューヨーク、ミシガン、ワシントンDC、これは開放されたか聞いておりますけれども、あとカリフォルニア、ハワイ、これについてはどういふように努力なさるのか、あるいはまた見込みがあるのか、なおこの上に、日弁連の方のお話を聞いたときにはテキサスを入れてもらいたいといううような話がありましたけれども、この三州についてひとつお聞きをしておきたい。

○井嶋政府委員 ただいま委員が御指摘になりましたように、この法律の目的の一つとして日本法に関する法律サービスの充実、これは特に外国における日本法に関する法律サービスの充実というものを目的としておるわけでございます。そのために必要とするのがこの法案で相互主義を掲げておる理由になるわけでございますけれども、そういう観点から、特にアメリカのような連邦国家の場合には、できるだけ多くの州に開放してもらふことが我が国の利益にかなうんだというふうな従来とも私どもは主張をしておるわけであります。アメリカ側も、できるだけ多くの州があいて国対国との関係でも実質的に均衡が保てるようにすべきだといふ我々の要望については十分な理解をしておるわけでございます。

ク州だけ一州しかあいていなかったものが、最近ミシガンあるいはワシントンが開いたというよう動きになったものだといふように私も思っておりますが、現在残りました二州、カリフォルニアとハワイにつきましては、アメリカ側の情報によりましてドラフトが既にでき上がっております。州の最高裁判所と州の弁護士会とでいろいろ検討、協議をしておるという段階であるといふふう聞いておるわけでございます。そして本年中は間違いのない、この夏ぐらいいまでは開くのではないかといいような予測も伝えておるわけでございまして、私どもは少なくとも日弁連が関心を持つておられるこの五州につきましては早晩開放をするのではないかといいふうに期待をいたしておりますが、なお今後いろいろなチャネルでの開放に向けて努力をしまるつもりでございます。

それから日弁連は、この五州は必須といたしましても、さらにテキサスあるいはイリノイといったところにも関心があるといふような会内からの要望も伝えていただいております。最近の情報はテキサスの弁護士会が検討に着手したようであるといふふう聞いておりますので、これもさらにその動きを注目しながら要望を続けてまいりたいといふふうな考えております。イリノイにつきましては、実は昨年一たんでき上がった改正案が拒絶されたといういきさつがございました。近い将来直ちにそれがもう一度復活するかどうかという点については問題があるやに聞いておりますけれども、しかし、やはり開放に向けての検討はなされたという事実があるわけでございまして、さらに日本サイドからのいろいろなチャネルによる説得といふものが功を奏せばイリノイもまた考えが変わつてくるのではないだろうかといふふうな考えるわけでございまして、いずれにいたしましても、できるだけ多くの州があくことを基本原則といたしまして、今後とも政府としても努力をしまりたいといふふうな考えてお

ります

○岡本委員　日本は全国全部ですからね。地方は余りないだろうということでありませうけれども、これは地方にも外国企業が進出してくるということになりますとわかりませんが、アメリカの方は連邦でありまして各州の規則で決まるわけですから、各州の力が非常に強いわけで、米国政府と話をしたところではなかなか明かぬだろうと思うのです。そういうことで大変交渉は難しかろう、こう思うのですけれども、ぜひひとつ各州が、特に日本企業の多いところに対しては開放できるように最大の努力をお願いしたい、こう思います。

そこで、この間も私が指摘いたしましたのですけれども、米国の弁護士は現在六十五万人ですか、今度は七十何万人になるだろう、それらの弁護士が本制度ができた場合に我が国に大量に流入してくる、こういうおそれはどうか。また、その外国人の弁護士がきちつとした、日本で適正に業務を行える見込みがない、それなのにたくさん流入してきて国民に損害を与える、よくアメリカなんかでも聞いておきますと、すぐ弁護士を連れてくるとか、国会でもすぐ弁護士を連れてくる、こういうようないろいろな状態がありますから、弁護士もいろいろあるらしいのですけれども、そういうことで国民に損害を与えるということのないようにする、そういう点についてどういうようにお考えになっているのか、これを聞いておきたい。

○井嶋政府委員 今度の制度におきましては、外国法事務弁護士との職務範囲が我が国の弁護士と比較いたしまして狭められておりますことは御案内のとおりでございますが、法廷活動ができない、それから行政官庁における手続の代理等もできない、あるいは一定の規定されております文書の作成もできないというような中で、原則として原資格国の法に関する法律事務を行うものだというような職務範囲を持つておるわけでございますので、そういった意味合いにおきまして、まずこの

職務範囲の点から、日本におきます外国法事務弁護士
の法律サービスにもおのずから一つの限界がある
だろうというふうに考えるわけでございます。

そしてさらに、東京とか大阪、名古屋といったような我が国の大都会に進出してゐることが考えられるわけでございますけれども、そういった都会における事務所の開設あるいは住居の設定といったような、いわゆる開業に伴いますいろいろなコストといったものもまた高いと言われておるわけでございまして、そういった経費を十分賄えるだけの人がそんなにたくさんいるだろうかというような問題も一つあるわけでございます。

それから、アメリカ弁護士は、日本へ進出することのめを目的としているわけではなくて、諸外国にも出ておるわけでございますけれども、ヨーロッパでは、例えばロンドンでは約百五十人ぐらいいると言われておりますし、フランス・パリではコンセイユ・ジュリディックとして登録されておりますのが八十八名、その他加えても百名から百五十名ぐらいの間と言われております。さらに、西ドイツに至りましては十五名程度だと言われておりますし、ベルギーにおきましては二十六名程度だということ、これはいずれも日弁連のヨーロッパ調査の際に調査された数でございますけれども、そういった数でございますして、いわゆる大量にアメリカ弁護士が各国へ進出しているという状況にはないということも一つ参考といたします。そういったと、今申しましたようない

いろいろな要素から考えまして、御指摘のように六十五万人いるから大量に来るのではないかというような御懸念は私は必ずしも持つておりませんで、せいぜいやはり合理的な範囲内での数になるのではないだろうかというふうに考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、適正でない者が流入してきては困るという点はもう御指摘のとおりでございますので、この法案の十条の一項三号におきましてその承認の基準として掲げておりますこ

とを御説明さしていただきますが、この一項三号に「ございますように、外国法事務弁護士となる資格を承認してもらうためには、「誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有するとともに、依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。」という基準がございます。つまり、我が国におきまして適正に業務を遂行する意思と、それから財産的な基礎といったものがあり、依頼者に不測の損害を与えた場合にはそれを賠償する能力というものも立証させるというようなことを考えておるわけでございまして、そういった基準にパスすることが資格を承認される前提でございますから、私どもはその辺の運用につきましては、委員御指摘のような懸念を生じないように適切にやつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○岡本委員　この間も私お話ししましたように、例えばイギリスでは入国審査に当たって自国民の雇用関係に支障がないかと、西ドイツでもやはり需要充足の可能性なんかを許可条件にしておるのでありますから、許可については各国を見ますと非常に厳しいわけでございます。したがって、この間の答弁では、なかなか雇用条件ではちよつと難しいのだというようなお話でございましたので、いずれにいたしましてもその点については適正な審査をしていただきたい。

そこで、最後に、きょうは入管の小林局長さん
おいでになっていますが、よく日本へ観光ビザで
入ってきました、そしていろいろな仕事をしてい
る、バイトのような仕事をしながら入っている
というのが雇用関係から想像されるわけです。し
たがいまして、こういう場合、観光ビザで来てこ
ちで働いた人、これは見つかったらどういうよう
に今までなさっているのか、今後もあるのか。同
時に、この事業主、これがわかりながらそういう
のを使うというのが多いようですが、この二点に
ついてひとつ御答弁いただきたい。

○小林(後政府委員) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、最近特に目につく現象といたしまして観光査証、観光を主とする短期査証でございます、四——四と言っておりますが、この査証を持って入国しながら実際には報酬を伴う業務に従事するというケースが激増いたしております。この摘発状況を一べついたしますと、昨年一年間でいわゆる資格外活動、業務に従事する活動をもつて摘発されたのが総数二百十八名でございます。この数は極めて少ないというふうにお感じになるかと思いますが、これは資格外活動という形で摘発された者が二百十八名ということでございます、このほかに極めて多数の不法残留という形で摘発された者がございます。すなわち実際に与えられた十五日であるとか三十日であるとか六十日であるとかといった期間を超えて我が国に半年、一年あるいはそれ以上も残留いたしましたして本来の目的である査証発給の目的を超えて業務に従事していたという事例でございます。この数、すなわちこういう資格外活動絡みの不法残留ということで摘発された者が昨年一年間に実に六千三百七十三名に上っております。この六千三百七十三名の内容を一べついたしますと、極めて多い、すなわち七〇％弱がフィリピンからの入国者でございます。この入国者のうちほとんどが女性でございます、いわゆる水商売に従事していた人々であります。しかしながら、最近男性もかなりふえておりまして、これらの男性はほとんど肉体労働に従事する人々でございます。フィリピンだけについて見ますと、四千三百十七名が不法残留で摘発されておりますが、この約一割足らずが男性でございます。男性の出稼ぎケースがふえておるとというのが最近の状況でございます。

こうした状況にございます中で、これらの人々を雇用していた者についてどういう処置がとられるかという御質問でございますけれども、現行法のもとにおきましては、不法残留者あるいは資格外活動者を事情を知りながら雇用了たというだけでは、これを処罰する規定がございません。した

がいて、将来の立法論といたしましてはこれを処罰の対象にする、独立した犯罪とするということは考慮の余地の大きい問題でございませう。しかしながら、現在のところはこれは独立した犯罪としては処罰の対象となっておりません。ただ、概念的には、理論的には、例えば教唆罪あるいは幫助罪ということで刑法総則の規定によりまして処罰することは可能でございませう。しかしながら、これはあくまで正犯、すなわち資格外活動あるいは不法残留といった正犯が成立して初めて処罰の対象となる犯罪でございまして、実際のところは、実際にはこれを立証することが極めて困難であるということから、ほとんどこれが適用された例を承知いたしておりません。したがって、これは理論的には処罰は適用であるけれども、実際には雇用主が処罰されるということとはほとんどないと言つてよろしい現状であるわけでございます。ただ、この観光査証ではなくて興行査証を持つてきて、そして実際には歌うたいが歌を歌うことなくあるいは歌を歌つても売春に従事するといったような資格外活動のケースもございませう。この場合には、公開興行の場合には招聘者、エージェントあるいはプロモーションというものがございませうので、これらの者に対して行政指導を行う、あるいは不良プロモーターリストをつくつて今後の招聘を認めないといった行政指導的な制裁は加えております。しかしながら数としては極めて少のうございまして、ほとんどの資格外活動あるいは不法残留は先生御指摘の観光ビザによる入国者であつて、その現況はまことに憂えるに足る状況にあるということでございませう。

○岡本委員 終わります。

○太田委員長代理 松浦利尚君。

○松浦委員 最後の質問に入る前に法務大臣にちよつとお尋ねをしておきますが、実は新聞の報道等ですからわかりませんが、この燃糸工連の事件に関連して横手代議士が検察当局から事情聴取を受けた。それで、この連休前には特捜部はもう結論を出したいというようなことで何か動いてお

るといふ話なんです、新聞で承ると、検察当局は事前に法務大臣に全くそういったことについては連絡なり相談というのはなかつたんでしよかね。そういうシステムになっておるんじゃないですか、全く初めから。自由に特捜部は、法務大臣に報告することなくやれる、こういうことではないでしよかね。もちろんやつてもいいんでしよかね、ちよつと聞かせていただければいいんでしよかね。

○根来政府委員 所管局長は刑事局長でございませうが、出席しておりませんので簡単にお答えさせていただきます。

検察庁の運営上いろいろ問題、大きな問題がございまして大臣に報告する、検察庁から自主的に報告するということになっております。それは所管局の刑事局を通じて大臣に報告する扱いになっておりまして、本件につきましては大臣のお耳には入れております。

○松浦委員 それでは官房長、今のは事前にあつたというふうな理解していいんですね。

○根来政府委員 検察庁の方から大臣にお耳に入れてくれという話でございまして、その取り調べの前に大臣に報告しております。

○松浦委員 今、連休前にこの問題の一切の処理を終わりたいというふうなうわさがずっと流れているわけですよ。そういう問題に関連をして、それでは事態の発展について、もうここで終わつてしまふのか、それともさらに新たな発展に進むのか、そういうことについては、内容的なものは別です、そういうことについては一応事前に検察を通じて、刑事局長を通じて耳に入っておりますか。

○根来政府委員 差し出がましう申し上げますけれども、まだそういうことについて検察庁から刑事局の方は報告を受けてないし承知しておりませうので、大臣のお耳には入れてないと思ひます。

○松浦委員 いや、きのうからそういううわさが国会周辺やら私たちの会館周辺に非常に広がります、そういうふうなやつてくると何か政治的な

意図で特定の人だけがやられたというような感じを私は受けるものですから。そうでなければいいです、そういう報告がないということですからね。こうした問題については国民の疑惑を少なくとも途中であいまいにしないように、真相を明らかにしていただかなければならいせんから。だから、もしそういうことが耳に入つておるとすれば私は大臣にそのことをお願いをしようと思ひましたけれども、そういうことがお耳に入つておらぬということですから、それでは結構です。この前ここで話になりまして大臣の決意で臨んでいただきたい、それでよろしいですね。——大臣、こうしておられるからいいということですね。わかりました。そういうことでお願いをいたします。

それでは本題に入らせていただきますと思うのですが、赤羽調整局長、この法案に関連して後でお尋ねしますが、その前に、きょう、ちよつと気にかかるところです。

御承知のように公定歩合、アメリカとの間で協調利下げに踏み切つたのですが、円の安定化をねらつた協調利下げであつたし、そのために日銀が介入したといううわさも流れておるのです。にもかかわらず百七十一円八十銭という最高値を更新しておる。海に向かうでは、購買力平価からいくとやはり百六十五円くらいまでは妥当なんだ、場合によれば百五十円という説も流れておるのですね。一体ターゲットゾーンというのは、ここで話ではできないと思うのですが、こういう急激な円高というのは耐えられない状況に來ておると思う業というのは耐えられない状況に來ておると思うのです。ですから、円高デフレというのは本当に厳しくなつてくると思うのですが、そういう点について、この法案とは関係がありませんけれども、あなただけ専門家でですから、官庁エコノミストのエキスパートですから、ひとつ簡潔に教えていただければいい。

○赤羽政府委員 ただいま御指摘のように、昨日史上最高値をつけた円は、きょうの寄りつき

では百七十円十銭、こういうことでさらに値上りをしております。これにつきましては西ドイツが今回の公定歩合の引き下げに追随しない、こういうふうな観測をされておりました、その関係もありましてドイツ・マルクがさらに高くなるだろう、それとの関係で日本の円が割安感が出た、ここで投機が出た、こういう見方もあるわけでございます。

過去の経験から申しますと為替レートが急激に動く場合には、ある地点まで行つてまたかなり反落をするという経験もございませう。そういったようなこともまた起こつてもえれば、こういう期待もあるわけでありませうが、当面はなお円の上げ趨勢と申しますか、上げ機運が強いというのが状況だと思ひます。

こういう事態に対しましてどういふことにするのかということでありませうけれども、四月八日に総合対策というのを打ち出しましたけれども、これなどできるだけ早くかつ着実に実行していくということが私どもいたしましてはなすべきことだらう、こう思ひます。

御質問にございました購買力平価でありますけれども、これはいつの時点の基準にして計算をするのか、あるいは購買力平価と申します購買力消費物価で考えるのかあるいは貿易に關係があるということで工業製品の卸売物価で見ると、こういうことでいろいろ違ふと思ひます。中にはGNPデフレーターというので計算をするというのもございませう。日本の經常収支それからアメリカの經常収支がほぼ均衡しておりました一九八〇年ごろを基準にいたしまして購買力平価を計算すると大体百八十円あるいは百九十円、二百円近い計算ができるわけでありませう。それに対して例えは変動相場に移行した昭和四十八年の春くらいを基準にしてしかも貿易に關係があるということで卸売物価の工業製品、これで計算をしますとやはり百六十円とか、あるいは今で言いますと百五十円よりも上になるということでは百四十円台、こういう計算にもなるわけでありませう。

いうことで購買力平価というのは余り決め手にならない、こういうふうな考えておられますけれども、いずれにしても円の先行きがさらに上がるのではないかと不安感がある、こういう状況のもとで企業心理、特に輸出関連の中小企業に対する困難な状況、これが大変に憂慮されるころである、こういうことだと思ひます。

協調利下げがこういった事態を招いたのではない、か、こういうことが一部心配されておりますけれども、本来はこうした円が高くなるという事態を避けるという意味で協調利下げをした。向こうが利下げの必要があると言ふものですから日本側も協調して利下げをした。したがって、アメリカと日本との相対関係は変わらないはずだったんですけれども、こういうことになった。日銀当局も昨日かなり大規模な介入をされましたけれども、それにもかかわらずきょうまた寄りつきで高くなつてゐる。こういうことから、やはり投機の流れが円を高くする方向に向かつてゐる限り、相当な努力といつてもなかなかすぐには効き目がでないのかな、こういう状態ではないかと思ひます。

いろいろ申し上げましたけれども、結局内需拡大のための総合対策を着実にかつてできるだけ早く実行していくことと、あとは金融当局のそれぞれの御努力を待つほかないというのが状況かと思ひます。

○松浦委員 この問題は本題じゃありませんし、きょうの本会議で緊急質問等で当然各党討論をされることですから、また機会を見て議論させていただきますと思ひます。

そこで、きょうは事前にいろいろございましたけれども、今度の外弁法案そのものが貿易摩擦の中からクローズアップされて、そしてアクションプログラムの中に入れられた。これは明らかにサービス部門というか、あるいはそういう制度そのものが日本の文化的な範疇に入るのか、我が国独特の弁護士法という法律の誕生して来る案地、そういった意味でそれぞれ国、国によつて違

うと思うんですね。ところが、そういう違いを乗り越えて何で貿易摩擦の一つの対象としてこの問題が登場してきたのか。その点について、当時は経済企画庁の金子前大臣がこの所管だったそうです、それから、それで経済企画庁の方からおいでいただいたんですが、その本当のいきさつは一体何だったんですか。やはり経済摩擦なんではないかと

○赤羽政府委員 サービス貿易の自由化という問題意識というのは十年余り前、七〇年代の前半から特にアメリカ側の主張によつて広まってきた、こういうふうな理解をしております。それ以後、相互にサービス貿易の自由化を進めよう、こういう機運が強まってきた。特にこの九月に交渉開始が予定されておりますガットのニューラウンド、これにおきましてサービス貿易の自由化というのが非常に大きなテーマとして取り上げられる、こういうこともございまして、サービス貿易自由化という問題にさらに焦点が当たつてゐる、こういうことではないかと思ひます。

しかし、このサービスの分野といひしてもこれは極めて広い分野であります。交通、通信サービス、あるいは観光、さらにはいろいろな知的財産権、弁護士あるいは医者さんなども含めました専門職業、こういうものに至るまで極めて広い経済活動でございまして、さらにサービスといふものの生産活動はこれを消費される場所で行われる。普通の商品であります、アメリカで生産したものを日本で輸入をしてこれを消費する、こういうことが可能になりますけれども、サービスといふのは生産の場所で消費される、こういうのが特徴でございまして、したがって、それぞれの対象国の歴史的、社会的背景あるいはそれぞれの国のいろいろな制度の違い、こういったようなものも非常に大きい分野であるといふことだと思ひます。したがって、自由化を推進する、こういうことであります、これら非常に広い、多種多様な経済活動を一般的に扱うといふことは困難だといふこととございまして、個々の分野の諸

事情を考慮して対応する必要がある。ただし、そうした場合には、経済全体の国際化あるいはそれぞれの国におきましてこの取り扱ひの透明さといふようなことに気をつけて対処しなければいけない、こういうこととございまして、アクションプログラムにおきましてサービスの分野が取り上げられた意義というの、今申し上げましたような観点から、そういう意義を見出して取り上げたといふこととございまして。

○松浦委員 これは大臣にお聞きしてもいいと思ひます。法務大臣であると同時に国務大臣でございまして、局長から答えたいだいても結構ですが、こういう形で全く制度の違うものについて貿易摩擦といふことで持ち込まれて、そしてそれに対応するよう法律を、受け入れ態勢を我が方できるとするといふ一つの突破口がございまして、御承知のように今アメリカの方で外国人居住者に対する健康保険の適用という要求が出されております。そうすると、当然のように弁護士から今度は医者、国家試験である医者についても当然自由化の対象にすべきだ、歯医者についてもやれ、いろいろ日本といふ一つの風土の中ででき上つておるサービス、そういったものをどどんアメリカから無理に、私はこれは率直に言つて無理難題を持ち込んできて、そしてこれが一つの起爆剤になりまして、弁護士ですら日本はこういうふうに対応したじやないか、これはまた後でいろいろ議論しますけれども、それじゃ今度は医者さんだ、歯科医だ、そういうふうな次々と、要するに貿易摩擦といふものを持ち出しさえすれば日本は何でもかんでも受け入れる。確かに国際的な視野に立たなければならぬ、日本の経済は国際を抜きにしては存在しない大きなものになりましたけれども、しかし、だからといって何でもかんでも経済摩擦で次々とこんな形で持ち込まれたのでは、専門業を職業とするものについては大変なことになると同時に、日本国民もこれによる被害を受けてくるのじやないかと思ひます。私はこれはも

う法律が出されるので、これで結構です。しかし、これ以上どこまでいくのか、中曽根内閣はどこまで自由化しようとするのか、そういう点についてわかつておられたら教えていただきたいと思ひます。

ところが、説によると、アメリカから要求が出た段階で、お医者さんであればそれは厚生大臣がどうするか議論をすればいい。金曜日のレクチャーでは、そういうお話だったんですよ、総理府の方で。私はてっきり総務長官だと思つたら、いや総務長官は関係ありません。だから、アメリカから要求が出た段階で日本政府は対応するのか、それともアクションプログラムをつくつた段階で、もうこゝまでですよ、これ以上は少なくとも拡大をしない。だからその限度ですね、どういふふうに議論されているのか、その点をちよつとお聞かせください。

○赤羽政府委員 サービス分野の自由化の推進という点に当たりましては、確かに外国からの要求というのが一つのきっかけになる、こういうふうな考えでありますけれども、基本的には世界経済の相互依存関係と申しますか相互浸透関係、これが非常に強まつておる、こういう状況のもとで、むしろそうした必要性が、やはり経済のいわば下部構造と申しますか実態と申しますか、そちらの方から出てきてゐる、それにこたへるということも必要なことではないか、このように理解をしております。

先ほども申し上げましたように、非常に広い、多種多様な経済活動でございまして、これを一般的にこうだといふことは言えないと思ひます。したがって、個々の分野の諸事情を踏まえて慎重に対応する、こういう必要があるといふふうに理解をしております。

お尋ねのアクションプログラムに取り上げた分野に限られるのかという点でございまして、これはそれに限定されるというところは言えないのではない、か、こういうふうな思つております。お医者さんの例を挙げましたけれども、日本人が外

国人のお医者さんにかかるということではなく、日本に來ていろいろ活動しておられるビジネスマンとかその家族とかこういう人たちは、日本のお医者さんではどうも日本語がでなくてうまく診てもらえない、こういうのに主として対応するための需要である、こういうことではないかとも思っています。

そういったようなことで、先ほど申しました経済活動というのが相互に依存関係あるいは相互浸透関係が深まっている、そこに実態的なそういう要請の出る基礎があるわけでありまして、それから、きつかけは外国の要求でありますけれども、国際化の中の日本経済の立場から、そのメリツトあるいはデメリットを考へて個々に対処すべきものであると理解しておる次第でございます。

○松浦委員 そうだとすれば、従来我々が理解しておいた法というものが、今の局長の御答弁によると、これから受け入れるための法改正というのがどんどん進む、そうすることがより我が国の経済発展にとってプラスになるのだというふう到我々は理解をすべきなんでしょうか。その点はどうでしょうか。

○赤羽政府委員 我が国の経済あるいは我が国の社会にとつて利益になる、そういう形のものには当然受け入れるべきであります、デメリットの多いものは、その個々のケースにつきまして個々の分野ごとに事情を判定して対処すべきだ、こういうふうには理解しております。

○松浦委員 それでは、昭和四十八年でしたか公正取引委員会がOECDの勧告を受けて我が国で調査をした規制がありますね、政府がコントロールしてある部分にかかる数字、そういったものについては将来はもう全部コントロールを外す、それに対応する法体系をつくるということがやはり正しいのだというふうな結論づけて、理解してよろしいですか、あれは四十三年でしたか四十八年でしたか忘れましたが。

○赤羽政府委員 それも個々のそれぞれの分野ごとに判断すべき問題であると思ひます。

○松浦委員 それでは、法務省の方にちよつとお尋ねをいたしますが、この法律は、御承知のように弁護士会の方で会則をつくることになっていますね。先ほど岡本さんも発言されたのですが、その会則の内容が、外国の弁護士にとっては非常に不満足であるという会則が出た場合には、トラブルが起これる可能性があるのじやないですか。

ですから、そういうトラブルが起これないためには、会則をつくる段階で外国の弁護士なり代表を入れて会則をつくるというような構想が弁護士会の方にあるのか、あるいは一方的に我が方の弁護士だけで会則をつくる、それでは、その会則ができたときのトラブルはどのように処理をされるのか。

例えば一つの例ですが、外国の弁護士を懲戒処分する場合ですね。その方法は、要するにこの外国弁護士というのは所属弁護士会及び日弁連の会則を守る義務がある、それを守らない場合は懲戒事由となる、懲戒処分を受けることがある、日弁連から登録を取り消される場合がある、法務大臣から承認を取り消される場合がある、法務大臣でいくわけでしょう。それじゃ、その弁護士会の会則で外国弁護士が懲戒事由に該当するといふ、その懲戒事由ですね。その点について事前にある程度こういう点は懲戒対象になるんですよというふうな話し合いがないまま一方的に決めていけば、当然その会則というのはトラブルの対象になると思うんですよ。会則がでなければ、この法案というのは実効を持たないわけですね。そうでしょう。その会則というのはどこまで現実に進んでおるのかを一つお聞かせいただきたい。それでそういう会則に対するトラブルはどのようにに解決しようとしておるのか。

それから、そういうふうな重要な会則が決まらないのに何でこんなに急いでこの法案を上げなければならぬのか。私は何も上げないと言つておるんじゃないですよ。上げるのに賛成です。大臣や部長さんの言われるのに賛成ですよ。しかしどうもその点が腑に落ちないんです。何でこんなに急ぐのか。会則なんかちやんと準備して、我々国会議員みんなに会則はこうでございますよと出されて、そして会則も含めて議論をされて法案というものが審議されるというのが私はまともな国会審議だと思ふ。通したつて、これは発効しないわけだから。通つただけのことなんです。その三つのことについてお答えいただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 まずその日弁連がつくり出す会則の意味合いということでございますが、これは政府がつくり出す省令と同じような意味で本法を施行するための細則を定めるものでございます。そういった意味で、実は私どもの法務大臣が担当いたします事務が資格の承認及び特定外国法の指定という事務でございますけれども、この事務を行ないます細則につきましては省令も実はまだで直ちにその作業に着手することにはいたしておるわけでございます。同じような意味で会則につきましても本法の施行をよりスムーズ、円滑に行なうためにつくるものでございますけれども、これもやはり本法が成立後直ちに着手するという性質のものであろうかというふうに思つております。

そこでこの作成作業の現状でございますけれども、日弁連内では既に外国弁護士対策委員会の中に設けられました会則案文等検討小委員会が発足いたしておりまして、これが作業に着手をしておるということでございますが、この会則は、今申しましたようにこの法律の目的に従ひましてこれを実施するにつき必要性のありかつ合理的な範囲内でつくるものでございますから、あくまで法律を離れて委員のお言葉のような非常に規制的な会則がで上がるというものではないというふうなことを考へておられますけれども、他方この会則、外国法事務弁護士に關してつくられます会則は、現在ございいます弁護士に対する会則あるいは準會員に対する準則といったようなものがモデルになるわけでございますので、そういう意味におきまして、極めて特異な会則がで上がるということ

は、先ほど申しましたこの会則の性質上あり得ないのではないだろうかというふうな考へております。

しかしながら先ほど御指摘のように会則を守る義務がございまして、それに違反をいたしますと御指摘のような手順で懲戒処分になったりあるいは日弁連の登録の取り消しになったり、また除名処分というようなことになりましたら、これは法務大臣の資格の承認の取り消しという手続にも進むわけでございますから、そういった意味で、この会則がどのような内容を盛り込むかあるいはその会則についてどのように周知徹底をするかということが重要であることは御指摘のとおりだと思います。

そこで私も、本法を施行いたしますまでにできるだけ早く私どもの省令と会則をつくりまして、それを英文その他の外国語に翻訳をいたしまして、できるだけいゝゆる手引書みたいな形にいたしたものを当該申請者に交付するというような事前準備も考へておるわけでございます。施行までにはそういったものの周知徹底も図るということも考へておるわけでございます。

いずれにいたしましても、省令、会則がで上がりますと本法の施行はいたしませんので、そういう意味においては白紙規定のまま施行に入っていくということだけは絶対にございせんことを申し上げておきたいと思ひます。

○松浦委員 会則を守る義務が規定づけられていゝるんですね。そうすると、守る会則がないのに、我々国会議員だつて守る会則というのはどういふものかわからないのに、要するに守れという義務だけをここで議論をして法律を通す。そうすると、あの会則というのがえらい大変な会則をつくり上げてしまった、そういうことはいかもしませんが、結果的にそのことが逆にまた経済摩擦の原因をつくり出した、何だか。御承知のように電気通信機器の基準・認証ですね、これが経済摩擦の対象になりました、それでこのJIS規格を制定する委員会に電気通信機器については外国

企業の代表を入れなければならぬというふうに迫り込まれたでしょう、日本政府が、それと同じようなトラブルが起こつてくるんじゃないですか。それを心配するのですよ。そういうことがないという保証をそれじやどのようにして担保するのか。だから電氣通信機器の技術基準・認証のよかに外国の弁護士を事前に入れて会則をつくつていけば問題ないでしょうけれども、そういう指導をやるかとされるのかどうか。

もう一つ、さつきお答えがないのですが、何でもこんなに急ぐかというのです。会則がゼロ、白紙でしょう。会則が全く議論されておらないのに何でこの法案だけ、本体だけ先に通さなければいけぬのか。ちょうど国鉄の分割・民営と一緒ですよ。法律が通らぬのに、もう既成の事実のように分割・民営、分割・民営というのをあつちこつちで始めておる、それと同じことです。こつちは法律は通つたけれども肝心かなめの会則ができないうちに、おまえ義務だけは守れと。何だ、義務ってどんな義務かと聞かれてもわからない。これじややはり国会の信用にも影響することだと私は思いますよ、トラブルが起こつたときには。おまえら何を議論しておつたんだ、日本の国会議員というのは。そういうことを恐れるがゆえに、私はひどいようですけれども質問するのです。

ですから、そのこと、何でもこんなに早く急がなければいけぬのか、この二つを教えてください。

○井嶋政府委員 会則の持ちます意味合いは、先ほど申しましたように会則を守る義務との関連におきまして重要な問題であるというところは、もう委員御指摘のとおりでございます。そこで、日弁連が会則をつくりましますにつきましても、その会則の作成作業に私どももともに協力をして作業をしようという合意ができておりました、私どもの省令をつくりましますにつきましても、やはり私どもの省令で分担する部分というのは日弁連の指導監督とも密接に関連する部分でございますから、私ども省令をつくるにつきましても同様にやはり日

弁連とも協議しながら進めていこう。それから日弁連のつくられる会則につきましても、本来はその自治の問題でございますけれども、私どもも政府も協力してやつていこうという話し合いができておるわけでございます、今後そういう形で省令、会則の作成作業を進めてまいりたいと思つております。そういう意味合いで外国法事務弁護士が懸念を持つような形にならないものを担保するということも考えておるわけでございます。

それから、最初につくりまします原始会則は、これは外国法事務弁護士がまだ入つてこない段階でつくらざるを得ないものでございますから、そういった意味で外国法事務弁護士が直接これに加わるといふことはもちろんできないこととございまして、本法にもございまして、この外国法事務弁護士に関する会則の制定あるいは改廃につきましては、外国法事務弁護士も総会に出席し、質問し、議決権を行使するという道が開かれておるわけでございますので、将来、会則の改廃といったような問題につきましましては、外国法事務弁護士に関する会則に關してはそういう形で参加ができるということと、一つの道も開かれておるわけでございます。そういう意味で、御懸念のようないかなうに私どもも最大限の努力をしてみたいと思つております。

それから、どうしてそんなに急ぐのかということとございまして、先ほど申しましたが、省令あるいは会則というものはこの法令の施行細則に当たるものでございまして、法案を作成しますと同時にそういう施行の細かい決めるを行うのも一つの仕方かと思ひますけれども、法案が成立してからそういう施行の細則をつくつていくというのでも従来の手順かと思ひます。そういう意味で、法案で大きな枠と申しますか考え方と申しますか、基本を示していただくことによりまして、それを具体的な実施細則に移していくという作業が後で追隨するということの方が常態ではないだらうかと考えるわけでございます。

ただ、法案をなぜ急いで出すかということとございまして、これは貿易摩擦の問題ということで提起されて、それが契機となりましたが、現在の国際的な法律事務の増大の状況にかんがみますれば、できるだけ早くこういう制度を構築することが我が国の司法制度にとつてあるいは我が国の弁護士制度にとつて必要だろうという考え方から法案を提出させていただいたわけでございます。いまして、この原則といふか門戸開放をお認めいただきますれば、それは一つのインパクトになつて我が国の弁護士制度の国際化にも資することになるだらうということとございまして、省令もつくらずにあるいは会則もつくらずに法案を出したという御指摘でございますけれども、そういう従来からの経緯でお願いをしたということとございまして、御理解いただきたいと思います。

〔太田委員長代理退席、委員長着席〕

○松浦委員 理解せよといへば何もくだる理由はないのです。ただ問題は、出発が経済摩擦という枠組みの中から出てきた内容ですから、しかもアメリカの弁護士制度と日本の弁護士制度というのは根本的に違つておるわけですよ。日本の場合は、もう弁護士会自体に自治権というものが認められていますね。ですから、全然制度の内容が違ふものですが、どんなにうまく調整をしてみても必ずトラブルが出るのですよ。この前の参考人のお話になったように、日本の弁護士会が保守的であるといへば保守的かもしれない。しかし、日本の弁護士制度というのはそういう制度の中で、そういう土壌の中で育つてきている制度なんですよ。ですから、必ずアメリカの、極端に言うところの貨屋の御主人も弁護士だというような、日本からすれば圧倒的に多数の弁護士がおつたというお困柄と、司法試験という国家試験を通じて弁護士になるという制度の難しさの日本とは雲泥の差があるわけですね。そういうものをどこかで融和させようとしても必ずトラブルが起こるのです。

結局、今度の会則問題も初めは外国人弁護士が

おらぬのだから、会員でない者が参画する資格はないんだといへばそれと一緒です。しかし、さあつくつてみた、実施した、それがトラブルの対象になつてまた貿易摩擦、経済摩擦の対象として日本政府に持ち込まれてくるというふうなことになるか、結局こまごまれば完全自由化、もう何もこんな難しい外国弁護士による法律事務の云々という特例措置なんか要らぬじやないか、もう自由にしてしまえというふうなところにつつと日本政府が腰砕けで追い込まれていくのですよ、結果的に。それが心配だから私はよく言うのです。防波堤になつて、これでもう終わりです、これ以上は大丈夫ですよというところとまればいいですよ。ところが、日本の制度そのものが完全に崩壊して、もう自由だというふうな方向に窓を開くことになるんだ、結果的に。それは五百六十億ドルも黒字を稼いでおつたら、すごいものです。よ。かつてのオイルダラー以上ですからね。これはえらいものです。それが心配だから私はよくいふように聞くのですよ。それはもう絶対ない、経済摩擦の対象として再登場することはないと断言できますか。断言できるならここで断言してください。

それから大臣にお尋ねします。きょう本会議で討論がありますけれども、何かロン・ヤスの間柄で一国の総理大臣、日本の国を代表する人が経済摩擦に関連してアメリカと約束をする。これは外交上相手に対しては公約です。そういうようなことが次々に行われていくわけですよ。そうするとまた、これはせつかく我々が苦勞して苦勞して、いろいろあつたけれども意味では日本弁護士会を説得してこまごま来た。来たけれども、会則をつくつてみたらまたぐつと押し切られて、だんだんアメリカの力にこちらは一歩一歩後退するといふふうなことになるか、これはいいのじやないかという気がしてならぬのです。ですから、そういうことに絶対にならぬ、これ以上は相手側からそういう摩擦の対象として行わない

という保障はとれるんだというふうに約束できるなら、部長さんと大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 御指摘の会則の制定につきましては、諸外国、アメリカあるいはEC諸国におきましても関心を持つておることは間違ひございません。そういった意味で、先ほど申しましたように会則、省令等を作成いたしました上では、諸外国との調整と申しますか話し合いと申しますかあるいは説明と申しますか、そういったものも十分行ひまして、省令、会則等に関する不満といったものが起こらないように十分施行までに国際的な調整をするというの私たちの準備手順として考へておるわけでございますので、そういった場を通じて、諸外国がこの会則等についての要求をエスカレートさせないようにする手だてというものは十分とてまいりたいと考へておるわけでございます。

ただ、いづれにいたしましても、この法案自体に盛り込まれております制度の中の基本問題につきましても、依然として現在、外国にこれはまだ不満だと言ひ分があることは事実でございますから、そういったものが将来要求の形で出てくることはあり得るだろうということでございまして、これは現在の段階で否定できないだろうと思ひうわけでございまして、門戸を開放いたしまして外国法事務弁護士と我が国の弁護士とが共同で仕事をするというようなことが始まりますれば、またその中にお互いの協力を通じて相互の理解といったようなものも生まれてくるだろうし、そういった中で現在持つておる不満といったようなものもそれなりに緩和されていくという面もありましようし、また逆に国際化により進んで外国の言う方が正しいということの日弁連が變つていくこともありましようし、将来の予測でございませうけれども、門戸が開かれて共同してやるという下地ができ上がつていけば、そういった問題についてはまた變つた観点からいろいろアプローチされていくのではないだろうかと思ひ考へてお

るわけでございます。

いづれにいたしましても、委員御懸念のような問題提起を外国からエスカレートさせないための手順、手当てと申しますものは、施行までに私どもは十分行つてまいります。

○鈴木国務大臣 たびたび御心配いたされておりますように、貿易摩擦の問題としてこれは出てまいりましたけれども、毎度御説明申し上げておりますように、国際交流等の現況を考へて日本の司法制度なり弁護士制度との関連で協調し得る、両立し得るという観点から案をつくつたことは御承知のとおりでございます。さようなことでございしますから、日本の司法制度なり弁護士制度の根幹を揺るがす、あるいは心配させるようなことのないように、これから細則その他の点においても私どもはやつてまいらなければならぬと思ひます。さらにまた、先生から先ほど御指摘をいただきました、これを突破口にしていろいろ問題が出てくるのじやないかということ、ECの問題を占めてくるのじやないかという点でございますが、これも企画庁の方から御答弁申し上げましたが、これもでもかんでも自由化というふうには考へられな

いと思ひます。日本の国益を考へ、国の状態から許される範囲内、しかも、いろいろな制度があるわけでございますから、日本の文化あるいは制度というものの調和がでる範囲内で許されるものだと私は考へております。

○松浦委員 アメリカの弁護士は要するに日弁連の指揮監督下に初めから入りたくない、日本の弁護士の方は我が權益を守ろうとする、そこにおのずから立場の相違があるわけですから、その調和点を求めるということは、口では簡単だけれども、なかなか難しいです。だから、会則をつくつてはみたが、また経済摩擦の対象になつて、またぞろ日米交渉とか何とかに持ち込まれていつてずるずるということが必ず出てくるような気がするのですよ。

ですから、今大臣も部長も言われた、そのことをちゃんと守つて、一線だけは守つてもらわない

と、いつの間にかそれが突破口でずるずるといつてしまふ、そのことがいいというなら、それでいいのです。そういう方向が我が国益だということなら、そういう方向で誘導するからいいのですよ。しかし、今のところそうじやないから、そういう点は今御答弁がありましたからこれ以上申し上げませんが、ぜひお願いしたいと思ひます。

それから、最後になつて大変恐縮ですが山口局長さん、遅くなつて済みません。自治権を持つておる弁護士会、弁護士さんたちについて、憲法第七十七条第一項、これを受けた弁護士法第四十九条「最高裁判所の権限」、この関連についてどういふことを今までなさつておられるのか、今後どうなさつていかれるのか。それと同時に、新たに外国関係の弁護士さんが入つてきますが、そういう関連で最高裁としてはこれからどのように対応されるのか、從來どおりでいいのかどうか、そういう点についてお答えいただきたいと思ひます。

○山口最高裁判所長官代理者 憲法の解釈につきまして私どもの方から答え申し上げるのはいかがかと存じますが、せっかくのお尋ねでございますので、ごく一般的なお話を申し上げます。憲法第七十七条で最高裁判所に規則制定権が与えられたのは司法権の独立をより一層保障するという意味合いでございまして、訴訟手続を初めといたしまして広い意味での裁判に関する事項につきまして、その実態に通じている裁判所に実際に適した規則を定める権限を与えたものであると言ひたいわけでございまして、七十七条で弁護士に関する事項も規則制定権の対象にされておるますが、それにつきましては、弁護士さんはその職務の性質上、裁判所による司法権の行使と密接な関連を有しているから、弁護士に関する事項についても規則を定める権限があるのだ、こういうふうな解釈されているわけでございまして。

ただ、これは法律との関連でございまして、一般的なあり方については法律で定めなければならぬというふうな考へられておりまして、そうい

う趣旨で現在の弁護士法がつくられているわけでございまして。それで、弁護士さんに関する最高裁判所規則といたしましては、外国弁護士資格者承認等規則それから沖繩の復帰に伴う特別措置に関する規則がございまして、こうした一般的な定めとは別に、各種の裁判手続における弁護士のあり方につきまして、手続に関する事項といたしまして多数の規定が置かれておるわけでございまして。弁護士法四十九条で最高裁が日弁連等に対して調査を求める権限が与えられておりますのも、今申し上げました訴訟手続あるいは弁護士に関する事項について規則を定める権限を有しておりますので、これを適切に行使するために必要な事実関係についての報告、調査の依頼等について規定を置いたものである、こういうふうな考へられております。

ただ、先ほど申しましたように、弁護士に関する事項についての規則制定権の範囲はかなり限定されておりますし、裁判手続については私ども裁判所自身が実情について相当把握できるわけでございまして、弁護士会の活動についても種々資料が出されておることでございまして、弁護士法四十九条の規定を働かせて調査、報告を求めるというところはこれまで余りなかつたわけでございまして。今回の外国法事務弁護士につきましては、憲法の七十七条で定められております弁護士というのはいわゆる法廷活動をする弁護士であるというふうな解釈されておりますので、私どもといたしましては、今回の外国法事務弁護士の関係での規則制定というふうな事態は今後は考へられないというふうな思つております。

その他の事柄につきましては、慎重に事態の推移を見守りながら、必要適切な措置は講じてまいりたい、こういうふうな考へております。

○松浦委員 それでは、どうぞお帰ってください。私の質問はこれで終わりますが、くだいようですけれども、この問題がまたぞろ経済摩擦の対象として大きくクローズアップしないように、くれぐれも会則等の制定に当たつては御注意いただき

たいということを経最後にもう一遍申し上げて、私の質問を終わります。

○福家委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○福家委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福家委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福家委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○福家委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

昭和六十一年五月八日印刷

昭和六十一年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局